

# 男女間格差と子育て環境の研究

本稿の目的は、男女間格差に着目し子育て環境改善に向けた要因分析をすることである。

本稿のリサーチクエスションは、「日本の子育て環境を改善するためには、現在行なわれている政策では不十分ではないか」である。これに対する仮説は、「現在も少子化が進行中であるため子育てをする環境の整備が不十分である」とする。現状として、子育てをしたいと思えるような環境が整備できていないため少子化が進行しているのではないか。

第1章では、日本とフランスのジェンダー・ギャップ指数と国際順位の比較を行なった。2006年時点では、日本とフランスはジェンダー・ギャップ指数や国際順位がほぼ同様であったが、徐々に差が開き、フランスのジェンダー・ギャップ指数が0.8に対して、日本は0.65付近に停滞しており、両国の間で約0.15の差が開いており、順位ではフランスが22位に対し、日本は118位と約100位の差がついていることが判明した。第1章の調査結果からフランスのジェンダー・ギャップ改善に向けた取り組みが非常に有効であることが推察できると共に、日本のジェンダー・ギャップ改善に向けた取り組みの不十分であることが露呈した結果となった。

第2章では、フランスが行なっている政策や制度を調査した。フランスは、日本が男女格差についての関心が薄かった1980年代からクオータ制やそれに続くパリテ法といった男女共同参画を積極的に推進する法案や制度を整備していたことが明らかになった。また、パリテ法の効果として、同法が施行された翌年には、女性議席が25%以上増加したことからある程度の即効性があることが確認できた。また、8年後の地方選では女性議席が48.5%に上昇したことから長期的な効果も見込める法案だと推察できる。パリテ法の効果を確認する身近な例として、図6にて日本とフランスの下院女性議員率を比較した。下院女性議員率は1970年代後半から明らかに差が開いてきており、2000年代後半から差が顕著になってきた。このことから政治参画という限定的な分野ではあるが、パリテ法はジェンダー・ギャップ改善に対して効果的であった。しかしながら、ジェンダー・ギャップ指数の改善は直接的に福祉政策の充実への影響があるか否かは検討できなかった。

第3章では、男女格差を是正し男女平等な社会を目指すための法律「男女共同参画社会基本法」と「女性活躍推進法」を紹介した。また、国内における労働面でのジェンダー格差の実態について、男女間賃金格差や正規雇用率、就業率を基に調査を行なった。調査の結果、2つの法律が少なからず効果を示し、年々労働環境における男女格差は是正されてきてはいるが、未だに男女間の格差は残っていることが明らかとなった。事実として、L字カーブやM字カーブの解消はされず、育休・育児後の女性に対する再就職先の受け皿が非正規雇用といった労働形態となっている。このことから、現状の労働環境改善政策では不十分であることが浮き彫りとなった。

第4章では、日本が現在行なっている子育て支援策について内閣官房が公開している「こ

ども未来戦略」を基に調査し、政府の考える少子化の原因とその対策について紹介し、実際に閣議決定された子育て支援策を調査した。政府は、「構造的賃上げ等と併せて経済的支援を充実させ、若い世代の所得を増やすこと」、「社会全体の構造や意識を変えること」、「全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援すること」の3つの基本理念に沿って政策を行なっているがその支援内容については、修学に対する経済的な支援や助成金など画期的ではなく、画一的な政策が多くモデルケースに該当しない人や地域への対策が不十分であることが判明した。

第1章から第4章を通して日本の子育て環境を改善していくために必要な要素について分析してきた。結果的に現状の日本は男女間の格差が大きく、仮説通り、既存の労働環境改善政策では男女格差是正には不十分であり子育てをしたいと思えるような環境の醸成ができていない。したがって、今後我々は他の先進国の政策や制度を参考にした働き方改革やその他の労働環境改善政策に替わる画期的な取り組みを行なうべきだろう。